



新連載 さいたまま市消防局が指導！ 「法務省矯正局に災害対応の 精強な部隊を2年で作り上げる!!」

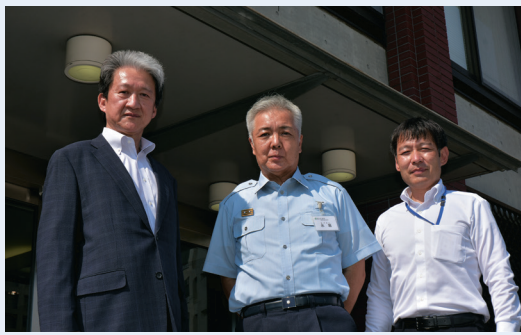
「月刊消防」編集室

令和3年の春、さいたま市消防局に法務省矯正局から協力の依頼が寄せられた。その内容は、刑務官で構成されている「特別機動警備隊」の災害対応能力を強化するための長期的な訓練指導について協力を求めるものだった。

平成31年4月1日、法務省に新たに発足した部隊「特別機動警備隊」、通称「SERT（サート）」は、刑務所や拘留所、少年院、少年鑑別所などの矯正施設において、暴動、逃走、災害等の緊急の対応が必要となる「非常事態」が発生した場合に、迅速かつ的確に対処することを任務としている。発足以来、災害対応能力を高めるための訓練が積み重ねられ、既存の管区機動警備隊や施設警備隊よりも専門性を有した部隊づくりが進められてきた。

しかし、近年の災害発生状況や過去の事例などを勘案すると、現状の対策では十分とは言えず、より高度で専門性を有する災害対応能力を保持する必要性が高まった。

その課題解決の方法として、外部の専門機関から指導者を招聘することとした。そこで、白羽の矢が立てられたのが、さいたま市消防局である。訓練指導期間は、令和3年度と令和4年度の2年間。知識や技能を効果的に吸収できるよう、隊内に災害対応の基幹となる「救助班」を編成して態勢を



永堀 満

(写真中央：さいたま市消防局警防課参与、消防大学校客員教授) 特別救助隊長、警防課長、浦和消防署長を歴任。その間、埼玉県消防学校、消防大学校へ教官として出向経験を持つ。令和3年3月消防局理事（局長級）で定年退職し、再任用で現職。

島 孝一

(写真左：矯正局矯正装備室長兼特別機動警備隊参与) 旭川刑務所長、矯正局成人矯正課企画官、矯正局総務課長、東京矯正管区長などを歴任。その間、東日本大震災時に矯正職員による地域支援を指揮した経験を持つ。令和2年3月東京矯正管区長で定年退職し、再任用で現職。

宇治田 博士

(写真右：矯正局矯正装備室装備企画係長兼特別機動警備隊本部員) 京都刑務所にて、危機管理対策担当兼地域共生推進担当として、矯正施設で初となる多機関連携・地域住民参加型総合防災訓練（平成28年）の企画立案に携わった経験を持つ。

第一回 「特別機動警備隊」発足の背景

整え、早速4月からさいたま市消防局による訓練指導が始まった。「月刊消防」編集室では、この新たな部隊の構築、成長の過程を取材し、部隊育成のプロセスを記録することにした。

連載の初回となる今回は、さいたま市消防局による「特別機動警備隊」の訓練指導プロジェクトのキーマンとなる3名に、「特別機

動警備隊」発足やこのプロジェクトの背景などを語っていただいた。

——はじめに、なぜ法務省が「特別機動警備隊」を発足させたのか、その理由を教えてください。

島 本来、矯正職員は、刑事施設と呼ばれる刑務所や拘留所においてどのような状況においても「収容の確保」に務めるのが本務です。そのために、様々な危機的事象に対処できるように訓練を実施して対処能力の向上に努め、ある程度の防災物資も整えていました。

実際に東日本大震災発生時には、それらマンパワーと物資を少しでも被災者のために役立てたいという矯正職員の高い思いが高まりました。そうした折、各府省庁は総力を挙げて被災地救援を行うようにという政府方針が示されたため、矯正局としても国家公務員法第101条第2項を適用して、全国の矯正施設から招集した職員を石巻市に派遣し、炊き出し

や避難所運営支援などを行いました。

宇治田 これまで矯正施設における危機的事象の備えとして講じてきた対策が、東日本大震災当時、被災地域の人々のお役に立てたということを知った全国の矯正職員は、「自分たちにも地域社会のためにやれることがある」という共通の意識を高めることになりました。

また、社会と縁遠いイメージを抱かれがちだった矯正による災害時の支援活動が社会に認知されたことで、自治体と防災協定などを結ぶ矯正施設が増え、災害時には施設の一部を避難所として開放するなどの地域支援策が促進されることになりました。

更に、そうした取組を後押しするかのよう



本計画では、災害時の活動拠点の一つとして矯正施設が明記され、矯正は「収容の確保」という目的に加え、「地域社会を守る矯正」という期待に応えるべく、近年の災害発生状況を踏まえた災害対処能力の更なる充実化が喫緊の課題となったのです。そこで必要とされたのは、消防や警察のように高度な知識や技術を有し、自己完結力を備えた専門部隊でした。従来の管区機動警備隊や施設警備隊の対処能力では十分とは言えないため、専門部隊を頂点とした体系的な枠組みを構築する必要性があったのです。また、社会情勢を踏まえた警備力の強化も大きな課題でした。そこで、災害や警備の事態対処能力を併せ持つ専門性に特化した部隊の発足が望まれることになり、平成31年の春に矯正局としては初となる常設の特別部隊「法務省矯正局特別機動警備隊」が誕生しました。

——過去の災害時にも、矯正による地域支援



の事例はあったのでしょうか。

島 過去にも矯正が地域支援を行った事例はありました。その中で最も印象深い事例は、昭和24年9月の長野刑務所による災害救援活動です。

当時、長野市内を流れる裾花川が集中豪雨によって堤防が決壊し、市内は甚大な被害に見舞われたそうです。現代ほど、行政の災害復旧力が整っていない時代だったため、決壊箇所の堰き止めは困難を極めたようです。そこで、長野県と長野市は長野刑務所の受刑者に応急復旧作業を要請する判断をしました。当時の長野刑務所は決壊箇所上流の長野市内にあったため、応急復旧作業の労働力として期待されたのだと思います。しかし、要請された動員数は千名という大きな数だったので、長野刑務所では賛否両論あったようです。そこを当時の菊地所長が、今、長野市民を救えるのは長野刑務所しかないという判断をし、翌未明、受刑者と刑務官併せて約千名を出動させ、4昼夜にわたる堰き止め作業を敢行しました。一隊は山肌から碎石を切り出して決壊箇所まで運搬し、もう一隊は濁流の中に身を投げながら復旧作業を行ったと記録されています。現在と形は違いますが、矯正では、そうした社会貢献を行ってきた歴史があります。そういう観点から見れば、現代の矯正における地域支援も、その歴史の流れの中にあ

ると言えます。

——法務省の「特別機動警備隊」をなぜさいたま市消防局が指導しているのでしょうか。

永堀 知り合いから「法務省矯正局が特別機動警備隊という部隊を立ち上げて、災害救助訓練の指導者を探しているので、永堀さん力になってほしい」と、突然電話が入ったのがきっかけです。

学生時代からの親友が刑務官だったこともあり、ほかの人よりは矯正職員存在を身近に感じていました。特別機動警備隊の概要と訓練支援の内容説明に宇治田さんが初めて来られたとき、裾花川氾濫の話聞いて感銘を受けると同時に、その大英断を下した長野刑





務所長が親友の祖父だったことを知ると、何か運命的な出会いを感じて、説明の途中で「具体的に話を進めましょう」と返答していました。

——いよいよ訓練がスタートしましたが、それぞれ思いがあれば聞かせてください。

永堀 救助隊長職以降は指導者を育成する立場にあつたので、直接隊員を指導するのは20年ぶりです。埼玉県消防学校に教官として派遣されていたとき、自分が教えていただいた教官は派遣教官を統括する立場で学生に直接指導はしていませんでした。

ある日「永堀、この頃、俺にそっくりな敬礼をする学生が多いと思っていたら、全部お

前のクラスだな。担当教官に教えたのが俺なのだから似るわけだな。」と言われました。多分、そのくらい『担当教官の影響を受けるということをしつかりと認識しろ』という意味だったと思います。救助に関して真つ白な状態の特別機動警備隊に一色ずつ色を入れていくことに重い責任を感じると同時に、直接指導して「想いの色」に染められることにこの上ない喜びを覚えています。長い経験で培った知識と技術をすべて注いで、2年後には立派な部隊を完成させたいと思います。

島 今回、さいたま市消防局からご協力いただいていることには、本当に感謝しています。隊員たちも、千載一遇の機会だという思いで訓練に励んでいます。隊員たちには、これからの2年間、しっかりと研鑽を積んでもらい、矯正の災害対処能力を強化するための基幹要員となつてもらいたいと思います。

宇治田 多忙な中で、特別機動警備隊員への訓練指導を重ねてくださっているさいたま市消防局の皆さまには本当に感謝しています。同隊のみならず、矯正全般の災害対処能力強化に繋がるものと期待しています。国土強靱化基本計画では、矯正施設が災害時の活動拠点として位置付けられていることもあり、矯正の災害対処能力が向上すれば地域の安

全・安心にも結び付くと思います。そういう観点から見ても、さいたま市消防局による訓練指導は、大きな意義があると考えています。これから2年間、特別機動警備隊救助班を厳しくも温かく育てていただきたいと願っています。

